



フィリピン会社法改正について

北陸銀行 国際部
シンガポール駐在員事務所
所長 上原 清志

1. フィリピン会社法改正について

フィリピン会社法(以下、「新会社法」)が2019年2月に公布・同日施行されました。旧会社法が1980年に成立して以来、40年弱を経て初めての改正となり、フィリピンに進出済あるいは今後進出を検討されている企業様への影響も大きいものと思われまますので、主要点をいくつかご紹介いたします。

(1) 会社の形態について

	旧会社法	新会社法
会社の存続期間	・最長50年。その後、最長50年ずつ延長。	・無制限。 (施行時の既存会社は自動的に無制限になる)
一人会社	・旧会社法上は不可。	・新会社法での新制度。 ・但し、法人は一人会社の株主となれないため、日本企業(親会社)によるこの制度での100%子会社設立は不可。

(2) 会社の設立について

	旧会社法	新会社法
発起人の人数要件・資格要件	・5名以上、15名以下。 ・全て自然人。	・15名以下(最低人数要件撤廃)。 ・法人も可。
最低資本金要件	・設立時払込資本金は5,000ペソ(約10,000円)以上。 ・但し、業種や資本構成(外貨比率等)によっては、他法令(外国投資法等)において最低資本金額が別途求められる。	・新会社法上求められる最低資本金要件はなし。 ・但し、業種や資本構成(外貨比率等)によっては、他法令(外国投資法等)において最低資本金額が別途求められる。
取締役の人数要件・居住要件	・5名以上、15名以下。 ・過半数はフィリピンの居住者であること。 ・各取締役は、最低1株保有する。	・15名以下(最低人数要件撤廃。但し、一人会社でない限り、取締役1名とすることは解釈上困難)。 ・居住要件は撤廃(但し、アンチダミー法により、国籍が問題となる場合がある点は旧会社法から変更なし)。 ・各取締役は最低1株保有する(旧会社法から変更なし)。

2. 改正の補足点

- (1) 発起人や取締役の最低人数要件や資格要件（要件充足の為、フィリピン人の名義上取締役を雇用しなければならない等）の実務上、悩ましい話が解消・緩和されています。
- (2) この新会社法以前から存在している会社については、新会社法施行から2年間の猶予期間が設けられており、猶予期間内に新会社法を遵守する体制整備が求められています。
- (3) 今回は主要改正点のみご紹介しておりますので、詳細につきましては、現地弁護士や会計士等の専門家にご確認をお願いいたします。

以上

<ご注意>文中意見は筆者の個人的見解であり、北陸銀行としての見解の反映ではありません。当レポートは作成時点の経済状況に基づき、情報提供のみを目的に作成したものです。

記載内容についてはご利用者のご判断と責任のもと、ご利用くださるようお願いいたします。

ほくりく長城会

海外ビジネス情報

発行：北陸銀行 ほくりく長城会事務局

〒920-0024 金沢市西念1-1-3 コンフィデンス4F

((株)人材情報センター内)

TEL: (076)254-6500 FAX: (076)254-6565

E-mail: info@chojo-hokugin.jp